

日行連発第56号  
平成28年4月14日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫  
第三業務部  
部長 光宗 五十六

種苗法施行規則の一部を改正する省令及び平成20年農林水産省告示  
第534号（種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件）  
の一部を改正する告示の施行について

標記の件につきましては、平成28年3月10日付けでそれぞれ公布され、いずれも同年4月1日付けで施行されております。

今般、当該内容等につきまして、農林水産省食料産業局より周知依頼がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

各単位会におかれましては、所属会員への周知等にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、改正内容は、品種登録ホームページ（<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>）にて公表されております。

#### 記

1. 「種苗法施行規則の一部を改正する省令及び平成20年農林水産省告示第534号（種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件）の一部を改正する告示の施行について（通知）」（平成28年3月28日付 農林水産省食料産業局長発 27食産第5306号—1）  
別添参照。
2. 官報情報
  - ・平成28年3月10日付（号外・第54号）種苗法施行規則の一部を改正する省令・告示  
以下URL参照。  
<https://kanpou.npb.go.jp/20160310/20160310g00054/20160310g000540000f.html>

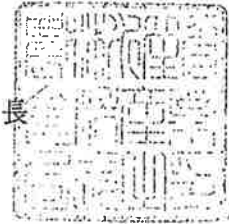
以上

27食産第5306号一1

平成28年3月28日

日本行政書士会連合会会長 殿

農林水産省食料産業局長



種苗法施行規則の一部を改正する省令及び平成20年農林水産省告示第534号（種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件）の一部を改正する告示の施行について（通知）

今般、種苗法施行規則の一部を改正する省令（平成28年農林水産省令第11号）及び種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第734号）が平成28年3月10日付けでそれぞれ公布され、いずれも同年4月1日付けで施行されます。

これらの改正の内容等は下記のとおりですので、関係者への周知について御配慮方よろしく申し上げます。

## 記

### 1 改正の趣旨

種苗法（平成10年法律第83号。以下「法」という。）第2条第7項において、農林水産大臣は農林水産省令で定める区分ごとに農林水産植物（以下「植物」という。）について品種登録の審査の指標となる重要な形質を定めることとされています。

同項に基づき、種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号。以下「規則」という。）別表第1においてその区分と各区分に属する植物を定めるとともに、「重要な形質」について平成20年4月1日農林水産省告示第534号（種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件。以下「告示」という。）において定めています。

また、法第5条第1項において、品種登録を受けようとする者は、農林水産大臣の定めるところにより、出願品種の属する植物の種類等を記載した願書を提出することとされており、同項に基づき、規則別表第2において当該「植物の種類」に係る学名及び和名を定めています。

今般、新たな品種登録の出願及び審査実績がなかった植物の審査、また、外国との審査協力の促進等のため、これらの改正を行いました。

### 2 改正の内容

(1) 規則別表第1

これまで品種登録の審査実績のなかった植物に係る区分及び各区分に属する植物の追加等

(2) 規則別表第2

新たに出願があった植物の種類に係る学名及び和名の追加等

(3) 告示

- ① これまで品種登録の審査実績のなかった植物について農林水産省令で新たに定めた21区分について重要な形質を設定
- ② 既存の区分の重要な形質について審査の運用結果を踏まえ見直しが必要と認められた5区分の重要な形質を改正
- ③ 海外からの出願状況等を勘案し、外国との審査協力の促進等のため、国際植物新品種保護同盟が定める審査基準の国際的な標準（UPOVテストガイドライン）に準拠することとした4区分の重要な形質を改正

**3 施行期日**

平成28年4月1日

**4 改正内容のホームページでの公表**

今回の種苗法施行規則、「重要な形質」の改正については、品種登録ホームページ (<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>) で公表するなど、品種保護制度の利用者にとっての利便性向上に努めていくこととしています。

問い合わせ先

農林水産省食料産業局新事業創出課種苗審査室

電話：03-6738-6470（調査・研究チーム）

## 岐阜県行政書士会

---

**差出人:** "日行連事務局 有田" <ngr-k-arita@staff.gyosei.or.jp>  
**送信日時:** 2016年4月18日月曜日 11:01  
**宛先:** "北海道会 事務局"; "秋田会 事務局"; "岩手会 事務局"; "青森会 事務局"; "福島会 事務局"; "宮城会 事務局"; "山形会 事務局"; "東京会 事務局"; "神奈川会 事務局"; "千葉会 事務局"; "茨城会 事務局"; "栃木会 事務局"; "埼玉会 事務局"; "群馬会 事務局"; "長野会 事務局"; "山梨会 事務局"; "静岡県 事務局"; "新潟会 事務局"; "愛知会 事務局"; "岐阜会 事務局"; "三重会 事務局"; "福井会 事務局"; "石川会 事務局"; "富山会 事務局"; "滋賀会 事務局"; "大阪会 事務局"; "京都会 事務局"; "奈良会 事務局"; "和歌山会 事務局"; "兵庫会 事務局"; "鳥取会 事務局"; "島根会 事務局"; "岡山会 事務局"; "広島会 事務局"; "山口会 事務局"; "香川会 事務局"; "徳島会 事務局"; "高知会 事務局"; "愛媛会 事務局"; "福岡会 事務局"; "佐賀会 事務局"; "長崎会 事務局"; "熊本会 事務局"; "大分会 事務局"; "宮崎会 事務局"; "鹿児島会 事務局"; "沖縄会 事務局"  
**CC:** "飯塚 展弘"; "小崎 朋子"  
**件名:** 【重要】日行連発第 5 5 号、5 6 号の文書について（事務連絡）

各単位会 事務局 御中

いつもお世話になっております。  
日本行政書士会連合会事務局の有田です。

標題の件につきまして、以下の文書について変更点がありますので、ご連絡いたします。

### 【変更点】

●【日行連発第 5 5 号】空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針の一部を改正する告示の施行について

→通知文書内官報 URL がバックナンバーに格納された都合で、以下のとおりの URL に変更になりました。

[https://kanpou.npb.go.jp/20160401\\_old/20160401g00077/20160401g000770000f.html](https://kanpou.npb.go.jp/20160401_old/20160401g00077/20160401g000770000f.html)

なお、当該告示は現在閲覧できませんので、以前お送りした別添資料の官報記事を参照願います。

●【日行連発第 5 6 号】種苗法施行規則の一部を改正する省令及び平成 20 年農林水産省告示第 534 号（種苗法第 2 条第 7 項の規定に基づく重要な形質を定める件）の一部を改正する告示の施行について

→通知文書内官報 URL がバックナンバーに格納された都合で、以下のとおりの URL に変更になりました。

[https://kanpou.npb.go.jp/20160310\\_old/20160310g00054/20160310g000540000f.html](https://kanpou.npb.go.jp/20160310_old/20160310g00054/20160310g000540000f.html)

ご面倒お掛けいたしますが、何卒ご対応のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上

---

ngr-k-arita@staff.gyosei.or.jp

日本行政書士会連合会

事務局 業務課 有田 和大

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-1-28

虎ノ門タワーズオフィス 10 階

TEL : 03-6435-7330 FAX : 03-6435-7331

HomePage : <http://www.gyosei.or.jp>

---